介護訪問リハビリテーションサービス運営規程

第１条（契約期間）

１．この契約の契約期間は利用開始日から利用者の要支援認定の有効期間までといたします。

２．契約満了日の前日までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は更新されるものといたします。

第２条（介護訪問リハビリテーションの目的及び運営方針）

１．事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が「要支援状態」となられた場合においても、可能な限りご自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として介護訪問リハビリテーションを提供いたします。

２．事業者が提供いたします介護訪問リハビリテーションは、理学療法士などの専門職員が通院困難な利用者に対して、そのご自宅を訪問して機能回復のための訓練を行うものです。

第３条（介護訪問リハビリテーションに携わる職員）

１．事業者は理学療法士などのリハビリ専門職員を選任し、適切な介護訪問リハビリテーションの提供につとめます。

２．介護訪問リハビリテーションに携わる職員および員数は、次のとおりです。

(1)　理学療法士、作業療法士または言語聴覚士　　常勤　１名以上

第４条（介護訪問リハビリテーションの内容）

介護訪問リハビリテーションは、利用者が要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の病状・心身の状況・希望およびその置かれている環境を踏まえてリハビリテーションの目標を設定し、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護訪問リハビリテーション計画に基づき行います。

第５条（介護訪問リハビリテーションの記録）

事業者は実施する介護訪問リハビリテーションに関する記録を２年間保管し、利用者から閲覧の申し出があれば開示いたします。

第６条（利用料）

介護訪問リハビリテーションを提供した場合の費用は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、利用者の負担額は介護保険負担割合証の負担割合といたします。

第７条（介護訪問リハビリテーションの通常の実施地域）

介護訪問リハビリテーションの通常の実施地域は、富山市です。

第８条（営業日および営業時間）

介護訪問リハビリテーションの営業日および営業時間は、次のとおりといたします。

(1)　営業日　　月曜日～土曜日

但し、１２月３０日、１月１・２日は休業とさせていただきます。

(2)　営業時間　　９：００　～　１７：００

第１０条（秘密保持）

１．事業所において現在あるいは過去に指定介護訪問リハビリテーションに携わる全ての職員は、業務上知り得た利用者およびご家族の秘密・個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことは決してありません。

２．担当職員がサービス担当者会議などにおいて利用者あるいはご家族の個人情報などを公開する場合は、あらかじめ文書により同意を得ることといたします。

第１１条（緊急時等における対応方法）

介護訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な処置を講じます。

第１２条（苦情処理体制）

１．事業者は、苦情処理の窓口を設置し、提供した介護訪問リハビリテーションに対する苦情の申し立てに対し迅速かつ適切な対応をいたします。

２．苦情処理対応の担当者は介護訪問リハビリテーション責任者とし、受付時間は原則として９：００　～　１７：００とします。

苦情解決責任者：　山口　昌夫

苦情受付　　：　中本　健一　（電話：０７６－４３８－７７７０）

※　苦情相談は以下の窓口でも受けておりますので、ご利用ください

①　富山市介護保険課　０７６－４４３－２０４１・４２・４３

②　富山県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理専用電話）

０７６－４３１－９８３３

③　富山県福祉サービス運営適正委員会　０７６－４３２－３２８０

第１３条（事故発生時の対応）

介護訪問リハビリテーションの提供に伴って事故が発生した場合は、事故に対する迅速かつ適切な対処および家族への連絡等を行った後、保険者へ連絡をいれるものとします。

第１４条（損害賠償）

事業者は、介護訪問リハビリテーションの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償いたします。

第１５条（契約の終了）

１．利用者は、事業者に対して１０日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。

２．事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。

３．次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものといたします。

(1)　利用者が介護保険施設または医療機関に入所または入院された場合

(2)　利用者が死亡された場合

第１６条（本契約に定めのない事項）

１．利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２．この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

第１７条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第１８条（高齢者虐待防止）

事業者は、高齢者虐待防止のために下記のような取り組みを事業所として取り組みます。

１．　虐待防止検討委員会を設置し定期的に委員会を開催

２．　指針の整備

３．　職員研修の開催

４．　職員が相談・報告する体制の整備

５．　市町村への通報が迅速かつ適切に行われる方法の整備

６．　発生した事由に対する分析と防止策の検討

７．　再発防止策に対する評価

第１９条（業務継続計画の策定）

事業所は感染症や自然災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため､および非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定しております。その内容は以下のように構成されます。

感染症に係る業務改善計画

１．平時からの備え

２．初動対応

３．感染拡大防止体制の確立

自然災害に係る業務改善計画

１．平常時の対応

２．緊急時の対応

３．他施設及び地域との連携